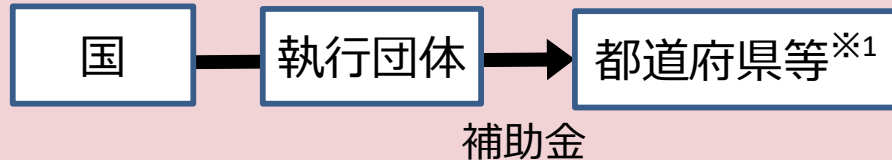


# (参考資料2) その他の国庫補助事業について①【環境省「盛土緊急対策事業」】

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の調査及び支障除去等事業を支援する（国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施）。

## (1) 産業廃棄物緊急対策調査事業 (令和3年度補正予算、令和5年度当初予算)

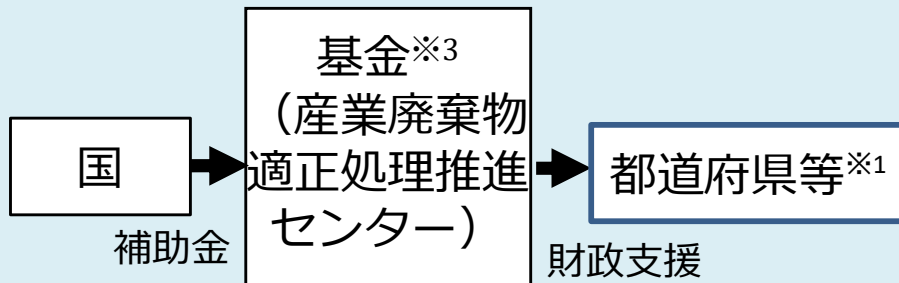


### 盛土に不法投棄等された産業廃棄物の 調査に対する補助

<補助率>

- ① 崩落のおそれがある盛土：1/2
- ② \*2 ①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3

## (2) 産業廃棄物緊急対策原状回復事業 (平成10年度創設の基金による支援)



### 盛土に不法投棄等された産業廃棄物の 支障除去等に対する補助

<補助率>

- ① 崩落のおそれがある盛土：1/2
- ② ①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3
- ③ ①又は②以外にも産廃起因の支障（おそれ含む）がある：7/10

\*3 基金には、産業界からの出えんもあるが、盛土緊急対策事業における都道府県等への補助金は、全額国負担分から支出する。

<\*1 都道府県等負担額に対する地方財政措置（特別交付税）>

- (1) (2) 共に ①補助率1/2：措置率50% ②補助率2/3：措置率70% ③補助率7/10：措置率80%

## (参考資料2) その他の国庫補助事業について②

### ○環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」

補助率： 1 / 2

自然災害による廃棄物の処理であっても、補助率は1 / 2である。

(地方財政措置：通常災害時 措置率80%

激甚災害時 残りの20%について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置)

### ○環境省「産廃特措法補助金（平成17年度まで大臣同意の事業）」

補助率： 有害廃棄物 : 1 / 2  
それ以外の廃棄物 : 1 / 3

処分費が高額となる特管等の有害廃棄物の処分費に対する補助率の嵩上げは、産廃特措法で実績あり。

(地方財政措置：起債充当率75%、措置率50%)

### ○国交省・農水省「盛土緊急対策事業」における対策工事等

補助率： 崩落のおそれあり : 1 / 2

他省でも、補助率は原則1 / 2であり、より緊急性や対応の重要性が高い案件の嵩上げは2 / 3としている。

崩落のおそれに加え崩落の兆候・近隣に人家等がある : 2 / 3

(地方財政措置：補助率1/2：措置率50% ②補助率2/3：措置率70%)